

新型コロナウイルスワクチン接種情報

回 覧

令和4年4月28日

接種率 (4月21日時点)

65歳以上：**93.2%** 全体^(18歳以上)：**76.9%**

- ※ 2回目の接種が完了された方に対して、3回目の接種が完了された方の割合です。
- ※ 60歳以上の方の接種率は、9割前後となっていますが、50歳以下の方の接種率は、年齢が下がるにつれ低くなっています。(18歳以上)

12歳以上17歳まで：**44.4%**

小児(5歳~11歳)：**21.5%**

- ※ 小児は、2回目のワクチン接種済及び予約済の方の割合です。

新型コロナウイルス 年齢別陽性者数

令和4年1月以降 月別年齢別感染者数 (4/24時点：合計313人)

	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上	計
1月	5人	6人	6人	8人	4人	4人	1人	1人	3人	0人	0人	38人
2月	13人	8人	23人	20人	22人	18人	12人	6人	0人	1人	0人	123人
3月	13人	27人	15人	14人	13人	8人	5人	0人	0人	0人	0人	95人
計	31人	41人	44人	42人	39人	30人	18人	7人	3人	1人	0人	256人
割合	12.1%	16.0%	17.2%	16.4%	15.3%	11.7%	7.0%	2.7%	1.2%	0.4%	0%	100%
4月	5人	12人	7人	12人	8人	5人	5人	3人	0人	0人	0人	57人
割合	8.8%	21.0%	12.3%	21.0%	14.0%	8.8%	8.8%	5.3%	0%	0%	0%	100%

- 🌸 今年の1月以降10代から40代の方の陽性確認が多くなっています。
- 🌸 家庭内において、若年層及び高齢者への感染も増加しています。
- 🌸 1回目、2回目の接種がお済みでない方で、希望される方は、町内医療機関にご相談ください。



ゴールデンウィーク期間中も、

感染予防対策を!!



すがすがしい5月の青空の下、
のびのびと身体を
動かしてみませんか？

※家の中での**熱中症**に注意しましょう。

裏面に続く

コロナ禍において生活にお困りの方へ

住民税非課税世帯等に対する臨時給付金（家計急変世帯）

※すでに住民税非課税世帯等に対する臨時給付金をお受け取りになった方は対象外となります。

給付額 1世帯当たり10万円（1世帯1回限りとします。）

【支給対象】

新型コロナウイルスの影響により、令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税世帯相当の収入となった世帯
※収入の目安については、家族構成により異なります。詳細は、町公式サイトをご確認いただくか、福祉課までお問い合わせください

【支給方法・申込期間】

給付金受給には申請が必要です

申請書類に必要事項を記入のうえ、令和4年9月30日(金)まで（必着）に郵送または窓口で申請してください。申請書類は、町公式サイトでダウンロードが可能です。



申請に必要な書類

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
 - 申請・請求者本人確認書類の写し ○申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し
 - 受取口座を確認できる書類の写し ○簡易な所得見込額の申立書
 - 「令和3年中の収入見込み額」または「任意1か月収入」の状況を確認できる書類の写し
- ※世帯構成、個々の事情などによっては、世帯状況の関係などを確認するため、別途必要書類をお願いする場合があります

問 福祉課 福祉推進係 電話(83)1226

フードバンクを ご利用ください

フードバンク活動とは、食品の製造工程で発生する品質に問題がないものの、捨てられてしまう食品を様々な事情により生活が困窮状態に陥った町民へ提供する活動のことです。

【対象者】ひとり親家庭や低所得者世帯などの食料困窮家庭の方

【設置場所】生涯学習センター1階(事務室横)

※月曜日は休館日のためご利用できません

【利用方法】冷凍庫の中から最大5品目の食品を選び、受領票に必要事項を記入して、投函箱に入れてください。

※町社会福祉協議会でも同様の事業を実施しておりますので、そちらもご利用ください。

問 福祉課 福祉推進係 電話(83)1226
町社会福祉協議会 電話(82)0294

新型コロナウイルス感染症の影響により 生活資金でお悩みの皆さまへ

—生活福祉資金貸付制度—

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業などにより生活資金でお悩みの方に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。ご相談や申し込みは町社会福祉協議会で行っています。要件などの詳細はお問い合わせください。

【貸付上限額】

- ・休業された方(緊急小口資金)10万円以内
(条件により20万円以内)
- ・失業された方(総合支援資金)
単身世帯 15万円以内
複数世帯 20万円以内

問 町社会福祉協議会 電話(82)0294